

香川産業頭脳化センタービル弁当販売者募集要項

香川産業頭脳化センタービル（以下「センタービル」という。）内に開設している『お弁当村』での弁当販売者を募集しますので、参加される方は次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 『お弁当村』概要

- (1) 開設場所 センタービル1階正面東側 飲食施設内
- (2) 販売スペース 1販売者 3.0 m²～4.0 m²程度
- (3) 設備 既存のテーブルは使用可能です。

2 業務内容及び販売条件

(1) 業務内容

主としてセンタービル勤務者及びセンタービル利用者への弁当（パン類、麺類、スープ類等も可）持ち込み販売

(2) 販売条件

ア 販売期間

申込みのあった次の月から1年間の開館日とします。

なお、上記販売期間以後については、特に申し出のない限り、同一の条件で更に1年間更新するものとし、それ以後についても同様とします。

イ 販売日等

週1日（水曜日）。

ただし、開館日に限ります。

ウ 販売時間等

11時00分から13時00分までの範囲内で、希望する時間帯に販売してください。

なお、準備及び後片付けの時間も含むものとし、この時間以外は、物品を放置しないでください。

また、販売に要する人員及び費用は販売者が負担してください。

エ その他

その他必要な事項は、協議のうえ、決定することとします。

3 経費負担

施設使用料及び光熱水費等の経費負担は、月額1,880円（消費税及び地方消費税込み）とし、翌月分の負担額を、毎月末日までに現金で納めてください。

なお、販売者の都合により、月の中途中で販売を中止または中断することがあったとしても、既に納められた負担金は返還いたしません。

4 応募要領

(1) 応募資格

ア 申込時点で、食品衛生法に基づく、飲食店営業許可を受けており、調理した弁当等を搬入し、販売できる者であること（許可証の写しを提出すること）。

イ 過去1年間において、食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

ウ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅か

すおそののある団体に属するものでないこと。

エ 使用を許可した後に、上記ア～ウに該当しないことが判明した場合または該当しないこととなった場合は、使用許可を取り消します。

(2) 注意事項

ア 弁当販売により発生したゴミは、全て持ち帰ってください。

イ 品質・衛生管理を滞りなく行い、万が一クレーム等が発生した場合は、全て販売者の責任において対応してください。

ウ 当日の販売状況により、売れ残りが発生する場合もあることをあらかじめご承知ください。

(3) 提出書類（各 1 部）

ア 申込書（様式 1）

イ 飲食店営業許可証（写し）

(4) 申込手続

ア 募集期間

令和 6 年 10 月 23 日（水）～令和 6 年 11 月 6 日（水）17 時まで、郵送または持参により提出してください。

なお、11 月 6 日迄に応募者がいない場合は、11 月 7 日（木）から 2 週間後を締切とします。この後、2 週間毎に締切といたします。

注 1 郵送による提出の場合は、上記期間内に到達したものに限りです。

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の受付は行いません。

イ 申込書提出先

〒761-0301

高松市林町 2217-15

公益財団法人 かがわ産業支援財団

総務部施設管理課

5 販売者の決定

(1) 決定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている場合は、応募者の中から、販売品目及び価格、販売時間により評価を行い、その評価が最も高い者を販売者として決定します。

(2) 決定通知

審査結果は、申込者全員に通知します。